２　電波法第５条に規定する欠格事由（注４）
［表略］
３　免許に関する事項（注５）
［表略］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）（注６）
［表略］
［５　略］
無線局事項書及び工事設計書（注７）
［表略］
［備考　略］
注１　［略］
２　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
３～７　［略］
８　免許事項証明書又は申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
９　［略］

別表第十三号第２　アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（本申請等により免許記録に変更が生じない場合は、印紙をはる必要はありません。）
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。
（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第１項（第25条第１項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）
□無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注３）
［表同左］
３　免許に関する事項（注４）
［表同左］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）（注５）
［表同左］
［５　同左］
無線局事項書及び工事設計書（注６）
［表同左］
［備考　同左］
注１　［同左］
［新設］

２～６　［同左］
７　無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
８　［同左］

別表第十三号第２　［同左］

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。
（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第１項（第25条第１項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）
□無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□その他の変更（　　）
（注２）